

川崎市施設園芸燃油高騰対策事業費補助金交付要綱

令和 7 年 8 月 8 日市長決裁

7 川経農技第 2 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、急激な原油価格高騰による農業経営への影響を緩和し、経営の安定化を図ることを目的として、施設園芸のために必要となる燃油の使用に対し、予算の範囲内で川崎市施設園芸燃油高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設園芸 野菜、花卉(かき)、果樹などの作物を、ガラス温室やプラスチックまたはビニルシートで囲ったハウス内で栽培する事業（観葉植物等の製品を仕入れ、一時的にかん水等の管理を行い販売する事業を除く）をいう。
- (2) 対象燃油 施設園芸で使用する A 重油及び灯油をいう。

(補助対象者の要件)

第 3 条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市において施設園芸を行う農業者
- (2) 市民税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例第 8 条の規定に基づき、補助対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(補助金の額)

第 4 条 対象燃油 1 リットルあたり 19 円を補助金の額とする（100 円未満は切り捨て。）。なお、対象燃油の量は、別表のとおり算出するものとする。

2 前項に基づく補助金の額の上限は 100 万円とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下、「申請者」という。）は、川崎市施設園芸燃油高騰対策事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）によ

り、市長が定める日までに次の各号に掲げる資料を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の位置及び規模が分かる図面
- (2) 購入した対象燃油の量及び支払いが確認できる書類
- (3) 誓約書兼同意書（第2号様式）

（交付決定及び補助金額の確定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定に基づき補助金の額を確定し、交付の場合は川崎市施設園芸燃油高騰対策事業費補助金交付決定兼補助金額の確定通知書（第3号様式）により、不交付の場合は川崎市施設園芸燃油高騰対策事業費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（警察への照会）

第7条 市長は、必要に応じ申請者が、第3条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報情報の本人の同意を得るものとする。

（補助金の請求）

第8条 第6条第2項で補助金交付及び額の確定の決定を受けた者は、請求書に必要事項を記入し市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は前条の請求があった場合は、遅滞なく補助金の交付を行うものとする。

（申請の取下げ等）

第10条 第6条第2項の通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとする場合は、遅滞なく市長にその旨を書面により届け出なければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が補助金の交付決定及び額の確定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取消すことができる。

- 2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部または一部の返還及び補助金の受領の日から納入の日までの期間に応じて、補助金規則に定める年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 3 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納入されない場合は、未納に係る期間に応じて補助金規則に定める年利の割合で計算した延滞金を課する。

(状況の報告)

第 12 条 市長は、補助金に係る事業の実施状況の報告を求めることができる。

(補助金の経理等)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び経理の証拠書類は、燃油高騰対策補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

別表 対象燃油の量の算定（第4条関係）

期間	条件	算出方法（単位：リットル）
令和7年4月1日 ～10月31日	当該月に納品し既に支払いを終えたもの	令和7年度に増加した施設園芸等で使用する燃油相当量は除外するため、令和7年4月1日～10月31日までに購入した対象燃油量に次の変動率（％）を乗じて算出する。 令和7年3月31日時点での施設園芸面積（A）／各月の施設園芸面積（B）×100 ※変動率は小数点第2位以下切り捨て
令和7年11月1日 ～令和8年3月31日 （前年同月：令和6年11月1日～令和7年3月31日）	前年同月に比べ施設園芸面積の増減がない	前年同月に購入した対象燃油の量 ※増加した場合でも前年同月の購入量のみが対象
	前年同月に比べ施設園芸面積の増加	
	前年同月に比べ施設園芸面積の減少	前年同月に購入した対象燃油の量に次の変動率（％）を乗じて算出する。 申請時点での施設園芸面積（C）／前年同月の施設園芸面積（D）×100 ※変動率は小数点第2位以下切り捨て